

「障害のある人に対する情報保障のためのガイドライン」の改定について

◆ 情報保障ガイドラインの見直し着手までの経緯

- ・ H21.12 推進会議で取り組むべき課題「情報保障」の具体的対応として制定。
障害特性についての詳細な情報と、行政が場面ごと必要な配慮を記述。
- ・ 制定当初と H23 に職員向け研修や市町村への通知を実施。
- ・ H28.3 第 7 回推進会議で見直しを決定。

社会情勢の変化や最新情報・具体的配慮を取り込むこととする

↓

平成 28 年度中に改定作業を実施

◆ 検討作業の経過

- ・ H28.7.25 第 1 回改定会議
 - ・ 現行ガイドラインの概要
 - ・ 現行ガイドラインの課題と新ガイドラインのコンセプト・構成案
 - ・ 作業スケジュール等
- ・ H28.8.31 第 2 回改定会議
 - ・ 新しいガイドライン作成に当たっての課題（障害種別ごと）
- ・ H28.9.7 第 3 回改定会議
 - ・ 新しいガイドライン作成に当たっての課題（障害種別ごと）
- ・ H28.10.27 第 4 回改定会議
 - ・ 新しいガイドラインの素案
- ・ H28.11.24 第 5 回改定会議
 - ・ ガイドラインのパブリックコメント案
- ・ H28.12.7～12.26 パブリックコメントを実施 18 の個人・団体から 105 件の意見
- ・ H29.1.18 第 6 回改定会議
 - ・ パブコメ結果を報告、今後の活用方法について議論

◆ 改定会議での主な意見

- ・職員（特に窓口業務）に対する周知、研修を継続して実施してほしい
- ・県内全体で行政の情報保障を確保するには市町村レベルでの配慮の充実が不可欠
- ・障害のある人や障害そのものについて知ってもらうことがまず必要ではないか
- ・「見えない障害」「わかりにくい障害」への配慮を進めてほしい
- ・必要な配慮は人それぞれ異なるので、適切な対応も常に同じではない
- ・障害者基本法の改正などを受け、「社会モデル」の考え方での記述を
その他、技術や社会の変化に応じた記述更新の必要性について

◆ パブリックコメントでの主な意見

- ・市町村（障害福祉部門以外）でのガイドライン活用を
- ・障害者権利条約についても触れてほしい
- ・情報保障には情報が伝わるまでのタイムラグも考慮してほしい
- ・配慮を受ける当事者が読んだときに気になる表現を修正してほしい
- ・当事者の意向を無視した配慮がかえって権利を侵害することがないようにしてほしい
- ・配慮の申出がしやすい環境づくりをしてほしい

その他、障害当事者・支援者等から、用語の正確な用法や表現、必要な配慮・理解についての指摘等

◆ 新ガイドライン（案）の特徴

●コンパクトで見やすく

56 ページ（改定前 66 ページ）で、項目ごとに 1 ページまたは見開きで完結を意識。
詳細な資料は別冊ハンドブックを作成（パブコメ対象外・担当課で随時更新）

●記述を最新に

障害者基本法や障害者差別解消法の理念を取り込んだ。パソコンや電子メールの利用が普及してきたことを前提に記述。

●障害特性の整理・新たな記述を追加・多様な視点

障害特性ごとに簡潔な記述。吃音、内部障害、難病等、重複障害、色弱について追加。
多様な意見・視点を取り入れるため様々な障害に関するヒアリングを数多く実施。

◆ 新ガイドライン（案）の構成

●はじめに

ガイドライン策定の意義……障害者条例の取組・差別解消法による合理的配慮
「障害のある人」……社会モデルの考え方
ガイドラインの役割と活用……県での実践・市町村の協力・民間への呼び掛け

●第 1 章 障害の特性に応じた配慮の基本

- ・第 1 章の冒頭に各障害共通の「配慮の大原則」を記載。
- ・障害ごとの特性と、配慮のポイントを記述し、各障害を理解できるようにする。
- ・掲載した障害種別等は、視覚、聴覚、盲ろう、音声機能・失語症・吃音、肢体、内部・難病、知的、重症心身、精神、高次脳、発達、色弱、重複。
- ・視覚・聴覚・盲ろうでは主なコミュニケーション手段についても紹介。

<例>

- 全盲の人は、音声や点字など、主に聴覚や触覚により情報を得ているので、その人に応じた形式で情報を提供する。（視覚障害のある人 主な特性と配慮のポイント）
- 発声・発語できる人もいるが、そのために聴覚障害がない、聞こえていると誤解されることがある。（聴覚障害のある人 主な特性と配慮のポイント）

●第 2 章 場面ごとの配慮

- ・文書作成、窓口、会議の開催など、場面ごとに考えられる配慮を整理して記載。どの障害にも共通する配慮を先頭に並べてある。

<例>

- ☆ 回答や応募に期限を設ける場合は、情報の入手・読み取り・理解に時間がかかる人であっても余裕を持って対応できるように設定する。（文書を作成するときの配慮）
- ☆ 普段利用していない部屋や施設で開催しようとする際には、特にバリアフリー設備や放送設備、照明などの対応が十分であるか下見を行う。（会議・会合・イベント等を開催するときの配慮）

改定のための会議委員（10名・敬称略）

委員氏名	所属団体等	属性
石井 明彦	株式会社舞浜コーポレーション	特例子会社
植野 圭哉	社会福祉法人千葉県聴覚障害者協会	ろう者
金子 楓	社会福祉法人あかね ワークアイ・船橋	弱視
亀山 浩	特定非営利活動法人ちば地域生活支援舎	精神障害
平下 豊	特定非営利活動法人千葉県中途失聴者・難聴者協会	難聴者
星野 厚志	特定非営利活動法人千葉盲ろう者友の会	盲ろう者
御園 政光	公益社団法人千葉県視覚障害者福祉協会	視覚障害
村山 園	千葉県手をつなぐ育成会	知的障害家族
與那嶺 康雄	千葉県発達障害者支援センター	発達障害支援者
若菜 洋好	千葉県立中央図書館	視覚障害・図書館

ヒアリング実施状況（11団体）

- ・ 9月20日 千葉県言語聴覚士会
吃音の人に必要な配慮（対話・会議等）
- ・ 9月21日 カラーユニバーサルデザイン機構
色弱について / カラーユニバーサルデザインの事例 / 他自治体の取組
- ・ 10月5日 日本視覚障がい情報普及支援協会
音声コードの活用 / 個人情報をも自分で読める価値 / Uni-Voice の今後
- ・ 10月14日 千葉県肢体不自由児協会
車いす利用者の外出 / 公的機関で必要な情報提供内容
- ・ 10月14日 社会福祉法人愛光
盲重複障害の課題 / 支援の手段・内容 / 当事者の生活
- ・ 10月14日 千葉県自閉症協会
自閉症の認識（最近の動き） / 配慮の具体例と自閉症の特性との関係
- ・ 10月18日 千葉県言友会（吃音の当事者）
吃音の人の実際 / 当事者の抱える課題 / 吃音を受け入れる社会
- ・ 10月19日 千葉県身体障害者福祉協会
高齢障害者への配慮 / 当事者の様々な情報手段 / 行政の位置付け
- ・ 10月21日 京葉喉友会（喉頭摘出で食道発声を行う当事者）
食道発声の実際 / 会議・面談等で必要な配慮
- ・ 11月10日 千葉県精神障害者家族会連合会
家族会としての意見 / 偏見を持たれやすい表現を避けること
- ・ 11月17日 日本 ALS 協会千葉県支部
当事者・家族の実態 / 情報の入手方法・意思表示方法 / 当事者団体の重要性
- ・ 12月21日 千葉リハビリテーションセンター高次脳機能障害支援センター
高次脳機能障害の特性 / 失語症の特性 / 必要な配慮
- ・ 12月26日 ちば高次脳機能障害者と家族の会
当事者・家族の実態 / 必要な配慮